

第 523 回福井地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況：【出席 13 名、欠席 2 名】

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員

労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、杉田委員、中澤委員、山田委員

使用者代表委員 酒井委員（欠）、豊嶋委員、中山委員、西澤委員（欠）、
山埜委員

事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

（１） 令和 7 年度福井県最低賃金の改正決定について（答申）

（２） その他

5 議 事

○井花会長

本日は、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第 523 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

本日は、傍聴人の方が 3 名いらっしゃいます。

議事に入る前に、石川労働局長から御挨拶をお願いします。

○石川労働局長

委員の皆様方におかれては、大変お忙しい中、審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、専門部会委員の皆様方におかれては、福井県最低賃金の改正決定につきまして、これまで 5 回にわたる御議論を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年度は、物価上昇が継続している中、目安答申が例年になく遅くなったこともございます。また、過去最高の引上げ額となるなど、大変難しい御審議だったものと思っております。

本日は、これまでの専門部会の審議結果を踏まえた採決をお願いすることとなります。それぞれのお立場において、様々な御意見がある中で、御判断を頂くこととなりますが、よろしくお願いいたします。

○井花会長

ありがとうございました。

では、定足数の確認をさせていただきます。事務局からお願いします。

○西村室長補佐

本日の審議会には、使用者側代表委員の酒井委員と西澤委員が所用により欠席され

る旨の連絡を頂いております。現時点では 15 名の委員のうち 13 名の方が出席されております。よって、委員総数の 3 分の 2 以上、各側委員の 3 分の 1 以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告します。

○井花会長

それでは、議題（１）の「令和 7 年度福井県最低賃金の改正決定について」に入ります。

これにつきましては、専門部会を設けて、本日まで断続的に審議をしていただいておりますので、その審議の経過及び結果について、廣瀬専門部会長から御報告をお願いします。

○廣瀬専門部会長

専門部会長の廣瀬です。

専門部会では、7 月 31 日の第 1 回から本日まで、5 回にわたり審議を重ねてきました。

その経過を報告するにあたり、「公益委員見解」を作成しましたので、これを御確認いただきたいと思います。

では、事務局から読み上げをお願いします。

○木村賃金室長

はい。本日、お手元には、資料 1 頁目から、福井県最低賃金改正決定に対する専門部会報告書、5 頁から令和 7 年度福井県最低賃金改正決定に係る公益委員見解を付けてあります。

では、専門部会の報告書から読み上げます。

令和 7 年 8 月 12 日
福井地方最低賃金審議会
会長 井花正伸 殿

福井地方最低賃金審議会
福井県最低賃金専門部会
部会長 廣瀬弘毅

福井県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和 7 年 7 月 4 日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行ったところ、令和 5 年 10 月 1 日発効の福井県最低賃金（時間額 931 円）は令和 5 年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

別紙 1 です。

福井県最低賃金

- 1 適用する地域 福井県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,053円
- 5 この最低賃金において算入しないもの精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2です。

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 931円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護水準

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額 95,496円となります。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金が下回っていることは認められなかった。

（注）の1か月換算額は、931円（福井県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝130,579円でございます。

続きまして、資料は5頁となります。

令和7年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解を読み上げます。

- 1 令和7年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。
福井県最低賃金 時間額 984円を 69円（7.0%）引上げ、時間額 1,053円とする。

2 改正額の検討

（1）改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第9条第2項の3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力）のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねていくことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安（Bランク 63円）は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用

の実態、特に小規模事業者の実態に目配りし、改正額が合理的なものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記３要素のほか、福井県等からの要請事項である最低賃金の地域間格差の是正についても、引き続き、検討を行った。

ア 令和６年度改正

令和６年度改正の福井県最低賃金時間額 984 円（引上げ率 5.69%）は、全国加重平均 1,055 円の 93.3%の割合であった。

令和７年６月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）によれば、令和６年度改正後の最低賃金額（時間額 984 円）を下回っている労働者の割合（以下「未満率」という。）は県内が 1.7%であり、全国の 1.8%とほぼ同水準であった。

改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者の割合（以下「影響率」という。）は、令和６年度改正において福井県は 22.0%、全国平均は 23.2%であった。影響率 26.5%を上回る地域は 12 道県（うちＢランクは５道県）であった。令和７年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解（２（３））によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できないとされ、福井県の令和６年度改正の発効後の雇用失業情勢では、有効求人倍率や有効求人数、事業主都合離職者数の推移においても大きな変化は認められない。

イ 労働者の生計費

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要があることは、公労使一致した認識である。

令和６年４月の世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いた試算では、世帯別の標準生計費に対する必要な賃金時間単価は、令和６年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると次のとおりである。

世帯別人員	１人	２人	３人	４人	５人
必要な賃金時間単価	1,116 円	934 円	908 円	1,013 円	1,114 円

連合のリビングウェイズでは、福井県内での最低生活費は 18 万 8 千円で、時間単価 1,140 円を必要としている。

これらと比較し、現行の福井県最低賃金の水準は、単身世帯や４人世帯以上では十分な生計費を確保することが困難と言わざるを得ない。

そもそも、福井県最低賃金時間額 984 円が全国加重平均の 93.3%であるところ、令和６年消費者物価地域差指数における、10 大費目別消費者物価地域差指数の「総合」では全国平均 100 とした場合、福井県は 99.3 で、6.0%ポイントの不均衡を生じている。

福井市消費者物価指数「総合」の令和６年平均と令和７年１月から６月までの単純平均による上昇率が 2.41%からすれば、生計費による引上げ率は 8.41%程度が相当と考えられる。

福井市消費者物価指数「総合」は、令和4年2月のウクライナ侵攻時100.2であったが、令和6年平均の107.0まで6.8ポイント上昇している。一方、毎月勤労統計地方調査結果（令和7年4月）（福井県、令和2年＝100）では、現金給与総額は令和4年99.7から令和6年100.1までの0.4ポイントの上昇にとどまり、賃上げの状況は消費者物価の上昇に追いついておらず、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

ウ 賃金

(ア) 賃上げの状況

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃上げ率は、連合の集計結果（加重平均）では次のとおりである。

連合	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
全国	全体	5.25%	5.10%
	100～299人	4.76%	4.62%
	100人未満	4.36%	3.98%
県内	全体	5.69%	5.10%
	100～299人	5.20%	4.02%
	100人未満	3.69%	3.24%

福井県経営者協会による賃金改定調査結果（中間報告）では、全体では4.77%（前年3.72%）、業種別では製造業4.73%（同4.20%）、非製造業4.80%（同3.31%）、となっている。

福井県経営者協会	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
県内	全体	4.77%	3.72%
	100～299人	4.62%	3.96%
	100人未満	4.21%	2.96%

令和7年6月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、中小零細企業の賃金上昇率を示す第4表③において、Bランクは3.4%（前年2.9%）である。

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年を上回る賃上げの状況が見られる。

これら前年との上昇率の差は、賃金改定状況調査0.5%ポイント、連合福井0.59%ポイント、福井県経営者協会1.05%ポイントとなり、令和6年度福井県最低賃金の引上げ率5.69%を加えると、賃金による引上げ率は6.19%～6.74%が相当と考えられる。

(イ) 募集金額等の水準

令和7年3月～同年6月のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は1,094円～1,108円で推移し、令和6年賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上）は187.8千円（試算時給1,145円相当）で推移しており、上記1の引上げ額

によっても、十分高い水準にある。

エ 通常の事業の賃金支払能力

(ア) 企業経営の状況

法人企業統計による令和5年度の企業収益について、全国の経常利益額は、資本金規模計で前年度比プラス12.1%、とりわけ資本金1,000万円未満で前年度比プラス28.8%となっており、資本金規模別の全てで2年連続増加している。

北陸財務局福井財務事務所の福井県内経済情勢（資料）（令和7年4月）によれば、県内の経常利益（電気・ガス・水道、金融・保険業を除く）は、令和6年度は増益見込みとなっており、全産業では前年度比プラス5.0%となっている。

令和6年度の売上高経常利益率は、日銀短観（2025年6月）によれば、全国が7.26%のところ、北陸短観（県別集計データ）（2025年7月）によれば、福井県は7.90%と堅調に推移しており、過去20年間で最も高く、直近10年間は5%以上と経年的に安定している。よって、令和6年度は全国より0.64%ポイント優位であり、全国加重平均1,055円から算定すると7円程度の優位性がある。

しかしながら、上記ウに記載の賃上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある、価格転嫁の状況については、主に規模20人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の特別調査（令和6年12月期）によれば、約9割（前年同期調査は約8割）の事業所で価格転嫁が行われ改善傾向にあるが、価格転嫁率は36.4%（同30.7%）にとどまっている。

また、同商工会議所の特別調査（令和7年6月期）によれば、景況感は2期ぶりに改善するも、米国の関税政策が景気の先行きに不安感を与えている。採算（収支）状況を表すDI値は、2期連続で悪化している。

(イ) 影響率

令和7年6月に福井労働局が実施した基礎調査によれば、現行時間額984円から69円引き上げた場合の影響率は26.5%である。令和6年度影響率が26.5%を上回る地域は12道県、うちBランクは5道県であった。令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解（2(3)）によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できない。

オ 地域間格差

令和7年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、以下のとおり。

- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、212円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している」（連合福井）
- ・ 「最高額の東京と最低額の県との差は212円もあり、同じ労働を同じ時間（月150時間）働いたとして年収で38万1,600円の差となります。人口減

少時代に、最低賃金が低い地方から高い都市部へ流出し、地域経済の衰退を加速させる要因となっています。」（全労連東海北陸地協）

- ・ 「最低賃金の地域価格差が依然として大きく、最も高い東京と福井県では179 円の開きがあり、都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には必要不可欠である」（福井弁護士会）
- ・ 「中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっている。若者や女性、外国人材から「選ばれる県」になるため、都市部や近隣県との格差を縮めていかなければならない。」（福井県知事）

これら地域の声に対し、当審議会においては、福井県最低賃金が各種指標に照らして、全国的なバランスに配慮したものになるよう、今後も努めるものとする。

（２）改正額

消費者物価指数が昨年に引き続き高い水準で推移し、福井県内では長期にわたり実質賃金が目減りしている。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法第１条に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、最低賃金がどの世帯の標準生計費でも充足するよう近づけることが適当である。

春季賃金妥結状況等の賃上げ率が、業種・規模を問わず、令和６年度を上回り、引き続き、高い伸び率となっており、最低賃金法第１条に定める賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図る趣旨からも、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者がこの水準を波及させることが適当である。

福井県内の売上高経常利益率は、近年、堅調に推移し、令和６年度は過去２０年間で最も高くなっている。しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の労働分配率や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられるため、中小・零細企業の実情を考慮する必要がある。

これらを総合的に勘案し、令和７年度の改正額は、最低賃金法第９条第２項に規定する３要素に、最低賃金の地域間格差の是正を検討に加え、上記１のとおりとする。

以上でございます。

○廣瀬専門部会長

ただいま、読み上げのあった公益委員見解に至るまでに、労使双方と協議を重ね、最低賃金法第９条第２項に定める地域別最低賃金を決定する上での３要素に加え、福井県等から寄せられた当審議会への要請事項も検討し、議論を尽くしました。

改正最低賃金額について、労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員調整により、この見解のとおりとする結論に達しました。

その結果、採決において、賛成が５人、反対が２人ということで、引上げ額を６９円とし、最低賃金額１,０５３円とすることで、専門部会では結審しました。

私からは以上です。

○井花会長

ありがとうございました。

厳しい状況での御審議いただきましたことに深く感謝申し上げます。

ただいま説明があったとおり、専門部会で十分に審議をいただいているところではありますが、更に御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

専門部会では、審議会として「付帯事項」を設ける方向で調整していただきましたので、本審議会での「採決」の前に、答申書に記載する付帯事項についても、確認しておきたいと思います。

では、事務局から読み上げをお願いします。

○木村賃金室長

それでは、答申文案の「なお書き」から読み上げさせていただきます。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下の事項を早急に実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(同日閣議決定)(以下「政府方針」という。)において示された「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」について、強力かつ着実に実行すること。
- ② 政府方針において、「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする」と示されたことに関連し、この具体的な取組内容を速やかに明らかにし、着実に実行すること。
- ③ 生産性向上の支援については、設備投資の計画の策定等に当たって、経常的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者に配慮し、可能な限り多くの企業が、各種の助成金等を容易に利活用し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等の支援や経営支援の一層の強化を図ること。
- ④ 価格転嫁対策については、価格転嫁率が低い現状を鑑み、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において、業種別の価格転嫁状況の改善を図れるよう、中小企業庁、公正取引委員会を含む省庁横断的な執行体制を強化すること。
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、引き続き、「年収の

壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組み、その方向性を労使に速やかに示すこと。

- ⑥ 急激な最低賃金の引上げが、エッセンシャルワーカー等の地域経済を支える中小企業・小規模事業者や、障害者雇用等の多様な働き方を支える事業者に、深刻な影響を与えることがないように、継続的な企業経営に向けた支援を行うこと。

(福井労働局への要望)

- ① 福井県最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと。
② 中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう、関係機関と連携し、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。
③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること。

(福井県への要望)

- ① 中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げの実現に向けて、引き続き、価格転嫁、取引条件の適正化を図り、収益力向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実させていくこと
以上でございます。

○井花会長

ただいまの付帯事項（案）に御意見はございませんでしょうか。

最低賃金の答申に当たりましては、重要なところです。何かありましたら、お願いします。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

よろしいでしょうか。

では、答申の際の付帯事項は、読み上げのとおりとしたいと思います。

採決に当たりましては、ただいま決定しました付帯事項の内容を踏まえて採決いただきますよう、お願いします。

それでは、これより採決に入りたいと思います。

この会議は、原則公開となっていますが、公開することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされております。

これらの理由により、本年度最初の審議会において、「採決」については非公開とすることを決定しておりますので、これより先は非公開とします。

傍聴人及び報道関係者の方は、採決を終了した時点で再度呼びますので、一旦、退室をお願いします。

~~~~~ (非公開審議の始まり) ~~~~~

○井花会長

それでは、採決に移ります。専門部会報告のとおり改正決定することを提案いたします。

賛成の方、挙手願います。(賛成 9 名)

ありがとうございます。

反対の方、挙手願います。(反対 3 名)

ありがとうございます。

ただいまの採決の結果、賛成 9 名、反対 3 名により、賛成多数で専門部会報告のとおり決定いたします。

局長への答申文ができるまで休憩とします。

なお、再開後は公開審議としますことを、報告します。

~~~~~ (非公開審議の終わり) ~~~~~

○井花会長

審議を公開し、再開します。

採決の結果は、賛成 9 名、反対 3 名ということで、賛成多数により、専門部会報告のとおり決定することになります。

では、事務局から、答申文の読み上げをお願いします。

○木村賃金室長

では、答申文を読み上げます。

先ほどと重複するところがございますが、付帯事項のところまで読み上げさせていただきます。

令和 7 年 8 月 12 日

福井労働局長

石川良国 殿

福井地方最低賃金審議会

会長 井花正伸

福井県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 7 年 7 月 4 日付け福井労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった福井県最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素及び「地域間格差の是正」を踏まえて審議を行った。

福井の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(同日閣議決定)、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解及び各種資料・最低賃金に関する実態調査等の結果を参考に、同部会において慎重に審議を重ね

たが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員調整により、別紙のとおりとする結論に達したため、ここに答申する。

今回の答申に際し、当審議会公益委員の見解は、別添のとおりである。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下の事項を早急に実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

これ以降は、答申での付帯事項となります。

別紙につきましても省略させていただきます。

以上でございます。

○井花会長

ただいまの答申文により、答申をすることといたします。

・・・答申文を会長より局長に手交・・・

○西村室長補佐

石川労働局長から、一言、御礼を申し上げます。

○石川労働局長

ただいま、福井県最低賃金の改正決定につきまして答申を頂きました。

公労使各委員の皆様方には、大変厳しい情勢の中、丁寧な御議論を頂きまして、御判断を頂いたものと承知しております。委員の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

答申いただきました改正額につきましては、発効に向けて速やかに手続を進めるとともに、改正後の福井県最低賃金額の周知と履行確保につきまして、あらゆる機会を通じて万全を期してまいる所存です。

また、業務改善助成金を始めとした各種支援策の利活用につきましても、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、御指導、御支援、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、答申に当たっての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○井花会長

ありがとうございました。

私からも、審議に当たっていただきました皆様に深く御礼申し上げます。
ありがとうございました。

事務局もお疲れ様でした。

では、議題2「その他」に移ります。

特に用意している案件はございませんが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

では、事務局より今後の案内をお願いします。

○木村賃金室長

今ほど答申いただきました福井県最低賃金については、本日より異議申出に関する公示を行います。

公示期間は、8月12日（火）から、翌日を起算日として8月27日（水）までの15日間とし、当局ホームページへ掲載しますとともに、福井春山合同庁舎正面の掲示板に掲出します。

このため、次回の第524回審議会は、8月28日（木）午前10時から開催させていただきます。内容は、異議申出がなされた場合の異議審と、特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会による審議を実施することとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○井花会長

では、以上で、本日の審議会は閉会とします。

（閉 会）